男性育児休業等推進宣言企業登録制度実施要領

　（趣旨）

第１条　この要領は、男性の育児のための休業・休暇（以下「男性育児休業等」という。）の普及のために実施する男性育児休業等推進宣言企業登録制度（以下「宣言企業登録制度」という。）について必要な事項を定める。

２　この事業により、男性育児休業等の取得を推進する企業や団体等（以下「企業等」という。）を「男性育児休業等推進宣言企業」（以下「宣言企業」という。）として登録し、広く発信することにより、男性育児休業等の取得を促進し、もって、男女がいきいきと働く職場環境づくりを促す。

　（対象）

第２条　宣言企業登録制度の対象となる企業等は、県内に活動拠点を有する企業、事業所、団体等とする。

２　次の各号のいずれかに該当する場合は対象としない。

（１）　役員等が暴力団員であると認められる場合又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合

（２）　宗教活動や政治活動を主たる目的とする場合

（３）　労働関係の関係法令の重大な違反がある場合

（４）　その他「宣言企業」として県がふさわしくないと判断した場合

　（募集及び応募方法）

第３条　県は、埼玉版働き方改革ポータルサイト（以下「サイト」という。）等で宣言企業を広く募集する。また、埼玉県公労使会議の構成団体等と連携して、宣言企業登録制度を周知する。

２　宣言企業になることを希望する企業等は、サイトの応募フォームから県に申込みを行うか、様式第１号の「男性育児休業等推進宣言」を県に提出する。

３　申込受付は令和２年４月１日以降の別に定める日からとする。

　（登録）

第４条　県は、宣言内容を確認し、その内容が宣言企業登録制度の趣旨に合致しない場合を除き、申込みのあった企業等を宣言企業として登録する。

２　県は、サイトに宣言企業の取組内容を掲載する。また、宣言企業にポスター等を交付する。

　（取組状況の確認）

第５条　県は、必要に応じて、宣言企業の取組について、調査や確認をすることができる。

　（登録の取消し）

第６条　県は、登録した宣言企業について、第２条第２項に該当することが認められた場合は、登録を取り消すことができる。

　（登録の辞退）

第７条　宣言企業は、宣言企業の登録を辞退しようとする場合、様式第２号の「『男性育児休業等推進宣言企業』登録辞退届」を提出しなければならない。なお、宣言企業自らが辞退の申出を行わない限り、宣言企業としての登録が継続する。ただし、宣言企業登録制度が終了した場合はこの限りではない。

　（定めのない事項）

第８条　この要領に定めるもののほか、宣言企業登録制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

　この要領は、令和２年２月２０日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、令和４年２月２２日から施行する。